

第 45 回 朝来市国民健康保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 6 年 2 月 2 日 (金) 午後 1 時 30 分～

場 所 朝来市保健センター

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議の成立確認
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 報 告
 - 報告第 5 号 令和 5 年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込について
 - 報告第 6 号 朝来市国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 諮 問
 - 諮問第 1 号 朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について
- 7 審議事項
 - 議案第 6 号 令和 6 年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について
 - 議案第 7 号 令和 6 年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について
 - 議案第 8 号 令和 6 年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

報告第5号

令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込について

令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込について報告します。

令和6年2月2日

朝来市長 藤 岡 勇

(内容)

別紙「令和5年度朝来市国民健康保険特別会計決算見込書」のとおり。

報告第6号

朝来市国民健康保険税条例の一部改正について

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、出産予定のある又は出産した被保険者等に係る国民健康保険税額の免除をするために所要の条例整備をしようとするものです。

令和6年2月2日

朝来市長 藤岡 勇

【要旨】

出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減額措置を規定した地方税法の一部改正を含む全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日に公布されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

（内容）

別紙「産前産後期間相当分の国民健康保険料(税)の免除」のとおり

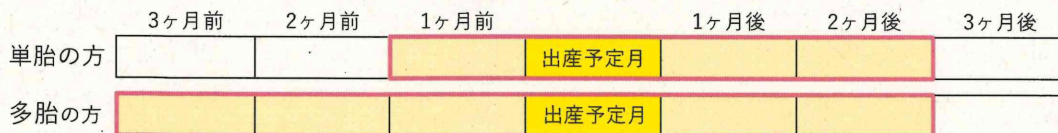
産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険料の免除方法

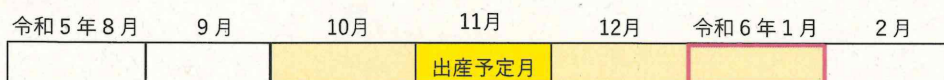
- その年度に納める保険料の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。



※産前産後期間相当分の所得割保険料と均等割保険料が年額から減額されます。産前産後期間の保険料が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険料が減額されます。



※令和5年11月に出生した場合、令和6年1月相当分の保険料が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険料が減額された場合、払いすぎになった保険料は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。

届出先

〇〇市（区・町・村） 〇〇部〇〇課〇〇係 TEL - -

諮問第 1 号

令和 6 年 2 月 2 日

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵磨 様

朝来市長 藤 岡 勇

朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について

朝来市国民健康保険税医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の適正賦課について次のとおり諮問します。

記

- 1 令和 6 年度朝来市国民健康保険税の適正賦課について
 - (1) 令和 6 年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について、一人当たりの賦課額を 59,400 円とすることについて
【要旨】
国民健康保険税医療給付費分の一人当たり賦課額を 600 円引き上げ 59,400 円とするものです。
 - (2) 令和 6 年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について、一人当たりの賦課額を 24,700 円とすることについて
【要旨】
国民健康保険税後期高齢者支援金分の一人当たり賦課額を 1,100 円引き上げ 24,700 円とするものです。
 - (3) 令和 6 年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について、一人当たりの賦課額を 29,000 円とすることについて
【要旨】
国民健康保険税介護納付金分の一人当たり賦課額を 1,300 円引き上げ 29,000 円とするものです。

議案第 6 号

令和 6 年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について

一人当たりの賦課額を 59,400 円とすることについて、市長から諮問があったので、これを審議し答申するものとする。

令和 6 年 2 月 2 日提出

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵磨

【提案理由】

国民健康保険税医療給付費分の一人当たり賦課額を 600 円引き上げ 59,400 円とするものです。

議案第7号

令和6年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について

一人当たりの賦課額を24,700円とすることについて、市長から諮問があったので、これを審議し答申するものとする。

令和6年2月2日提出

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵磨

【提案理由】

国民健康保険税後期高齢者支援金分の一人当たり賦課額を1,100円引き上げ24,700円とするものです。

議案第8号

令和6年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について

一人当たりの賦課額を29,000円とすることについて、市長から諮問があったので、これを審議し答申するものとする。

令和6年2月2日提出

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵磨

【提案理由】

国民健康保険税介護納付金分の一人当たり賦課額を1,300円引き上げ29,000円とするものです。